

## 薩摩川内市公告第56号

広報紙「広報薩摩川内」広告掲載業務に係る制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格等を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに薩摩川内市契約規則（平成16年薩摩川内市規則第72号。以下「契約規則」という。）第3条の規定により公告する。

令和8年1月30日

薩摩川内市長 田中良二

### 1 広告掲載の概要

#### (1) 掲載場所

広報紙「広報薩摩川内」通常版の最終面（8枠）

#### (2) 掲載期間

令和8年5月通常版から翌年4月通常版までの12号

### 2 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和8・9・10年度物品等競争入札参加有資格に申請し、受理されたものであること。また、本入札参加申請時においてもその資格要件を満たしていること。ただし、令和8年4月1日時点で、令和8・9・10年度物品等競争入札参加有資格者名簿に登載されない場合、落札された場合であっても契約を取り消す場合がある。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(3) 薩摩川内市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成28年薩摩川内市告示第143号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

### 3 入札参加希望の申請方法等

(1) 本入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を所定の期日までに持参又は郵送の上市長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。

(2) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出された申請書は、返却しない。

#### 4 申請書の交付及び受付期間等

##### (1) 交付及び受付期間

本公告の日から令和8年2月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

##### (2) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）。ただし、最終日は午後5時まで

##### (3) 交付及び受付場所

薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市未来政策部秘書広報課（本庁4階）

本市ホームページ <https://www.city.satsumasendai.lg.jp/>

##### (4) 提出部数

1部

#### 5 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和8年3月2日（月）までにファクス又は電子メールにより通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から令和8年3月3日（火）までに市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、4の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) 前号の説明を求められたときは、令和8年3月5日（木）までに書面により回答する。

#### 6 仕様書の閲覧等及び質疑応答

(1) 本入札の仕様書は、本公告の日から令和8年3月6日（金）までの間、薩摩川内市未来政策部秘書広報課（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）及び本市ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 入札の仕様書に関して質問がある場合には、質問提出用紙に質問事項等を記載し、電子メールで送付して行わなければならない。

##### ア 受付期間及び受付時間

本公告の日から令和8年2月16日（月）午後5時まで

##### イ 受付電子メールアドレス

koho@city.satsumasendai.lg.jp

##### ウ 質問提出用紙交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

(3) 前号の質問に対する回答は、令和8年2月20日（金）までに申請書を提出した全ての者に電子メール等で回答する。

## 7 入札説明会

実施しない。

## 8 入札の日時及び場所等

### (1) 日時

令和8年3月9日（月）午後2時から

### (2) 場所

薩摩川内市役所本庁6階 601会議室

(3) 入札参加者は、入札前に入札参加資格を有することの分かる審査結果通知の写しを担当職員に提示しなければならない。

## 9 入札方法

(1) 電報、郵送等及びファクスによる入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回までとする。

## 10 入札保証金及び契約保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の額を入札時に納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付される。ただし、落札者には契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これら全てを誠実に履行していると認められるとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金は、契約締結時に契約金額を1年間当たりの額に換算した額の10%以上を付すること（条件により免除）。

## 11 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札者の資格を制限した場合において、無資格者がしたもの
  - イ 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認し難いもの
  - ウ 入札書記載の金額が加除訂正されたもの
  - エ 入札書記載の金額以外の事項を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がないもの又は氏名の下に押印がないもの
  - オ 入札者が同一事項について2通以上の入札をしたもの
  - カ 開札に立会いを要する場合において、入札者が立ち会わなもの
  - キ 2人以上を代理する者が入札したもの
  - ク 談合その他不正な行為があったと認められるもの
  - ケ アからクまでに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したと認められるもの
- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。
- (3) くじによる落札決定において同価入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 本入札の結果に基づく契約は、令和8年3月31日（火）までに薩摩川内市議会において令和8年度予算が可決されなかった場合、令和8年3月31日（火）をもって解除される。

## 1 2 落札者の決定方法

予定価格以上で、最も高い金額で入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじを引いて落札者を決定するものとする。

## 1 3 問い合わせ先

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号  
薩摩川内市未来政策部秘書広報課（本庁4階）  
電話 0996-22-8115（ガイダンス後4121）  
本市ホームページ <https://www.city.satsumasendai.lg.jp/>  
電子メール koho@city.satsumasendai.lg.jp